

環境省行政文書管理規則案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(主任文書管理者)</p> <p>第5条 部局等（大臣官房秘書課、総務課及び会計課、部局（環境省組織令（平成12年政令第256号）<u>第2条第1項に規定する局及び同条第2項に規定する部並びに環境省の内部組織に関する訓令（平成13年環境省訓令第1号）第2条第1項に規定する総合環境政策統括官グループをいう。</u>）、施設等機関並びに地方環境事務所をいう。以下同じ。）に、それぞれ主任文書管理者を1名置く。</p>	<p>(主任文書管理者)</p> <p>第5条 部局等（大臣官房秘書課、総務課及び会計課、部局（環境省組織令（平成12年政令第256号）<u>第2条に規定する環境省本省の内部部局（大臣官房を除く。）及び環境省の内部組織に関する訓令（平成13年環境省訓令第1号）第2条</u>に規定する総合環境政策統括官グループをいう。）、施設等機関並びに地方環境事務所をいう。以下同じ。）に、それぞれ主任文書管理者を1名置く。</p>

附 則

この訓令は、令和3年●月●日から施行する。